

第二十二回国会 衆議院 通信委員會 會議錄 第八号

昭和三十年四月三十日(土曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 松前 重義君

理事 齋藤 憲三君 理事 濱地 文平君

理事 廣瀬 正雄君 理事 中垣 國男君

秋田 大助君 宇田 耕一君

川崎末五郎君 竹内 俊吉君

中曾根康弘君 松浦周太郎君

塚田十一郎君 成田 知巳君

原 茂君 三輪 壽壯君

正力松太郎君

出席國務大臣

郵政大臣 松田竹千代君

出席政府委員

郵政事務官 小野 吉郎君

(附金局長) 白根 玉喜君

郵政事務官(簡 易保險局長) 長谷 慎一君

郵政事務官(電 波監理局長) 渡邊 理一君

委員外の出席者

専門員 稲田 穰君

専門員 山戸 利生君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

四月六日

委員中曾根康弘君辞任につき、その

補欠として並木芳雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同月三十日

委員並木芳雄君辞任につき、その補

欠として中曾根康弘君が議長の指名

で委員に選任された。

四月二十八日

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一九号)

郵便年金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇号)

同月五日

国産愛用の消印使用に関する請願

(笹本一雄君紹介)(第六四号)

同月二十八日

行方郵便局の集配事務存続に関する

請願外一件(橋本登美三郎君紹介)

(第三〇五号)

延方郵便局の集配事務存続に関する

請願(橋本登美三郎君紹介)(第三〇

六号)

井上郵便局の集配事務存続に関する

請願(橋本登美三郎君紹介)(第三〇

七号)

百石町郵便局復旧に関する請願(夏

堀源三郎君紹介)(第三一九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十三日

行田市の電気通信施設拡充に関する

陳情書(行田市議会議長田仲茂八)

(第三八号)

飯谷町に簡易郵便局設置の陳情書

(徳島市議会議長上原治太郎)(第九

七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一九号)

郵便年金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇号)

郵政事業に関する件

電気通信に関する件
電波監理及び放送に関する件

○松前委員長 これより会議を開きま

す。
一 昨二十八日本委員会に付託になり
ました簡易生命保険法の一部を改正す
る法律案及び郵便年金法の一部を改正
する法律案、この両案を一括議題とい
たしまして、まず政府当局より提案趣
旨の説明を聴取いたします。郵政大臣
松田竹千代君。

簡易生命保険法の一部を改正する
法律案

簡易生命保険法の一部を改正す
る法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法
律第六十八号)の一部を次のように
改正する。

第十八条第一号を次のように改め
る。

一 終身保険にあつては、昭和二
十九年に厚生省が発表した第九
回生命表(以下この号において
「生命表」という)の男子死亡率
にその百分の三十(保険料払込
期間を十年とするものについて
は、その百分の二十)を加へ、
これに千分の二を加えて作成し
た死亡生残表、養老保険にあつ
ては、生命表の男子死亡率によ
り作成した死亡生残表(保険期
間を四十年とする養老保険につ
いては、生命表の男子死亡率に
その百分の三十を加へ、これに

千分の二を加えて作成した死亡
生残表)

第十八条第二号中「年三分五厘」を

「年四分」に改める。

第三十一条第一項中「加害行為に

因つて身体の外部に生じた傷害」を

「加害行為」に、「三箇月以内」を「三

箇月以内」に改め、「保険金支払の

際」を削る。

第三十一条第二項を次のように改

め、同条第三項を削る。

2 前項の規定は、左に掲げる場合

には、適用しない。

一 疾病を直接の原因とする事故

によつて死亡したとき。

二 精神障害中に又は酒に酔つて

いる間に招いた事故によつて死

亡したとき。

三 重大な過失によつて死亡した

とき。

四 年齢十年に満たないで死亡し

たとき。

第三十二条及び第四十四条中「若

しくは日本脳炎」を削る。

第五十三条第二項第二号中「保険

金の削減」を「保険金の削減率の引

上」に改め、同項第三号中「剰余金

の分配」を「剰余金の分配率の引下」に

改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年九月一

日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生

した簡易生命保険契約に係る保険

料の計算の基礎及び保険金の倍額

支払については、なお従前の例に
よる。

郵便年金法の一部を改正する法律

案

郵便年金法の一部を改正する法

律

郵便年金法(昭和二十四年法律第

六十九号)の一部を次のように改正

する。

目次中「第三章 簡易生命保険郵

便年金審査会の審査(第四十条・第

四十一条)」を「第三章 簡易生命保

險郵便年金審査会の審査(第四十条・

等の福祉施設(第四十二条)

第四十一条)」に改める。

第十四条第一項中「十二万円」を

「二十四万円」に改める。

第三十四条ただし書中「一万二千

円」を「二万四千元」に、「五万円」を

「十五万円」に改める。

第三十八条第二項中「剰余金の分

配」を「剰余金の分配率の引下」に改

める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 年金受取人等の福祉

施設

(年金受取人等の福祉施設)

第四十二条 郵政大臣は、年金受取

人及び年金継続受取人の福祉を増

進するため必要な施設を設けるこ

とができる。

2 前項の施設に要する費用は、国

の負担とする。ただし、その利用

に要する費用で省令で定めるもの

は、年金受取人又は年金継続受取人の負担とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二十号中「保健施設」の下に「並びに郵便年金の年金受取人及び年金継続受取人に対して必要な福祉施設」を加え、「この目的」を「これらの目的」に改める。

第十号第二十号中「保健施設の」下に「並びに年金受取人及び年金継続受取人に対する福祉施設」を加える。

○松田国務大臣 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

まず簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げますと、現在簡易保険の保険料計算の基礎として用いておられます死亡生残率は、昭和五年四月から同十年三月に至る五十年間の簡易保険経験死亡率を基礎として作成したものでありますが、戦後における衛生思想の普及及び医療の目ざましい進歩に伴いまして、最近国民の死亡率が著しく低下いたしました関係上、簡易保険の被保険者の実際の死亡率は予定した死亡率を相当下回って参りました。昭和二十九年に厚生省が発表した第九回生命表の死亡率に似て参っているものであります。従いまして従来の死亡生残率をこのまま使用いたしますことは実情に沿わないことと相なります。

ので、今回第九回生命表の男子死亡率をもととして作成した死亡生残率を採用することにしたものと、最近における金利の動向等にかんがみまして、予定利率を従来の年三分五厘から年四分に引き上げようとするものであります。

次に保険金の償還支払の条項の改正について申し上げますと、現在被保険者が不慮の事故等を原因として二カ月以内に死亡したときは、保険金の償還支払をするにいたして居るのであります。最近における医療の進歩は受傷から死亡までの期間を長引かせの傾向にありまして、死亡までの期間を三カ月に延長いたしますとともに、保険金の償還支払に關する外国及び民営保険の契約条項並びに償還支払の制度の趣旨等を考慮いたしまして、被保険者が十才未満で死亡した場合に、償還保険金の支払いはしないことにいたそうとするものであります。

なお昨年伝染病予防法が改正されました。日本肺炎が同法第一条第一項の伝染病中に含まれることになりました。そのため、保険金の削減条項に所要の改正を加えますとともに、従来解釈上疑義の生ずるきらいがございました保険約款の改正の効力に關する規定につきまして、これを明確にするため所要の改正を加えようとするものであります。

次に郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げますと、年金の最高限度額は現在年額十二万円になっているのでありますが、最近の経済事情の推移にかんがみまして、この金額をもつては制度本来の機能を十分に發揮することができない事情でありますので、これを年額二十四万円に引き上げようとするものであります。

き上げようとするものであります。

次に、年金を受け取るべき権利につきましては、現在年額一万二千円まで、またこれを越えるものについてはその越える額の二分の一を加えた額まで差し押えを禁止し、また返還金を受け取るべき権利につきましては、五万円までは差し押えができないことになつて居るのであります。物価の上昇等を考慮いたしまして、この金額は低きに失するもので、この差し押え禁止限度額を、年金につきましては年額二万四千円、返還金につきましては簡易保険の保険金最高額と同額の十五万円に引き上げることとしたとすするものであります。

次に、年金受取人等の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる旨の規定を設けたこととありますが、これは、郵便年金制度創設の趣旨にかんがみましてこの施設を設け、年金受取人等の老後における生活の安定をはかり、もつて郵便年金制度本来の機能を十分に發揮しようとするものであります。この施設の利用に關する費用は原則として利用者の負担とし、特に省令で定める費用につきましては国の負担とすることにいたそうとするものであります。なおこれに伴い郵政省設置法の一部を改正し、福祉施設の設置管理に關する事項を加えようとするものであります。

また年金約款の改正の効力に關する規定を改めたこととありますが、これは従来明確でなかつたものを明らかにしたのみで、何らその内容に変更を加えたものではないのであります。以上で二法律案の概略の御説明を終ります。何とぞ十分御審議の上、す

みやかに御可決下さいませようお願いします。次上げる次第であります。

○松前委員長 次に、ただいまの両法律案の質疑に入りたいと思ひますが、都合によりましてこれは次回に延期することといたします。

○松前委員長 次に引き続き、郵政大臣より所管事項について説明を聴取いたします。郵政大臣。

○松田国務大臣 それでは私から所管事項につきまして概略御説明申し上げます。去る三月に開かれまして本委員会におきまして、ごあいさつがたがた一応業務につきまして御報告申し上げましたので、本日はその後において生じた当面の課題につきまして御説明申し上げます。

まず、今国会に提出を予定しております法律案について申し上げます。今国会に提出を予定しております法律案は、ただいまのところ五件ございまして、さきに本委員会で御説明申し上げました郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の一部を改正する法律案のほかに、次の三件を予定いたしております。

その一は、簡易生命保険法の一部を改正する法律案であります。最近国民の死亡率が著しく低下いたしましたので、簡易生命保険の被保険者の実際の死亡率は、その予定死亡率を相当下回つて参りましたので、実情に合致した死亡生残率を採用いたしますとともに、最近の金利の動向にかんがみまして、予定利率を従来の年三分五厘を年四分に引き上げることとしたとすするものであります。

その二は、郵便年金法の一部を改正する法律案であります。郵便年金の最高限度額は、現在年額十二万円となつておりますが、最近の経済事情の推移にかんがみ、この金額では制度本来の機能を十分に發揮することができない実情でありますので、これを年額二十四万円に引き上げるとともに、年金の差し押え禁止限度額につきまして、その限度額を引き上げようとするものであります。

その三は、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案であります。現在住宅金融公庫の貸付金に対する償還金の納付につきましては、一般の払い込みよりも料金の安い特殊郵便振替貯金の取扱ひをいたしておりますが、国民金融公庫及び中小企業金融公庫の貸付に対する償還金の納付にも、この取扱ひを行うこととし、利用者の便益をはからうとするものであります。

以上、五法律案を近く今国会に上程いたします。目下取り運び中でありまして、本委員会に付託されました際に、あらためて詳細御説明申し上げたいと存じますので、その節は何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

次に、郵政省所管各会計の三十年度予算につきまして、その概要を申し上げます。

まず郵政事業特別会計予算について申し上げますと、予算総額は、歳入歳出ともに一千九百九十八億三千余万円でありまして、このうち歳出予算の内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が三百十三億五千万円、為替貯金業務運営に必要な経費が百六十六億六千万円、保険年金業務運営に必要な経費が百五十八億余万円、特定郵便

局の電気通信業務運営に必要な経費が百億圓、以上の業務を運営して行きますために必要としたします総経費が百八十二億六千九百圓、恩給負担金等の経費を他の会計に繰り入れるため等の必要経費が二十三億三千九百圓でありまして、このほかに予測したい経費の支出に充てるための予備費を三億圓計上いたしております。

次に、郵便局舎等の建設費につきましては、郵便局舎を早急に改善いたさなければならぬ実情にかんがみ、三十三年度を初年度とする年次計画を立てまして、前年度二十五億圓であつた建設費を三十三年度は三十四億九千九百圓とし、その改善の進捗をはかることといたしております。

なお上記のほかに、収入印紙、失業保険印紙等の収入をそれぞれの会計に繰り入れる業務外の支出経費が二百十七億圓となつております。

以上の本年度予算額を前年度予算額一千五百五十三億圓に比べますと、約四十五億五千万圓の増加となつてゐるのでありますが、そのおもな事項について申し上げますと、逐年増加する取扱業務量を処理するに必要な定員の増等に伴う人件費の増加が四十億一千九百圓、物件費等の増加が八億二千九百圓、郵便局舎等の建設費の増加が九億圓、予備費の増加が一億五千万圓となり、反面、収入印紙等の業務外支出経費の減少が十三億三千九百圓となつております。

以上、歳出予算につきましてその概要を説明申し上げたのでありますが、これらの結果、三十三年度予算の業務費におきます人件費率は、七六・六〇となる次第であります。郵政事業特別会計に

おきます三十三年度の予算定員は二十五万二千五百五十一人でありまして、前年度に比べまして二千八百九十人の増員となりまして、この増員は郵便業務量の増加及び特定局の電話施設の増加等に伴ひ、その運営の万全を期するたために必要としたします増員となつております。

次に、歳入予算の内容といたしましては、郵政固有業務収入、すなわち切手、はがき等の売りさばきに伴う郵便収入、郵便為替、振替貯金等の手数料収入及び物件売り払い並びに病院収入等の雑収入が四百二十五億三千九百圓、為替貯金、保険年金、電気通信の各業務の運営経費の財源に充てるために、他の会計から繰り入れられる他会計からの受け入れ収入が五百三十七億圓、郵便局舎等の建設財源に充てるために郵便貯金特別会計、簡易生命保険および郵便年金特別会計の両会計から受ける設備負担金が八億八千万圓、局舎建設財源に充てるための借入金、資金運用部資金五億圓、簡保資金五億圓、以上のほか、収入印紙等の売りさばきに伴う業務外収入が二百十七億圓となつております。これ等の収入は、郵政固有業務収入において二十四億二千万圓、他会計からの受け入れ収入において二十六億圓、設備負担金三億九千万圓、借入金五億圓、いづれも前年度に比しそれぞれ増加いたしてゐるのでありますが、業務外の収入におきましては逆に十三億六千万圓の減少となる次第であります。

次に郵便貯金特別会計予算について申し上げますと、この会計の予算額は、歳入歳出ともに三百五十億圓でありまして、このうち歳入予算は、郵便貯金の資金を資金運用部に預け入れることによつて生ずる利子収入が三百五十一億一千九百圓、雑収入が八千万圓、歳出経費の財源に充てるため、資金運用部特別会計から繰り入れを受ける他会計からの受け入れ収入が四十四億一千九百圓となつております。これに對し歳出予算は、郵便貯金の預入者に対し必要とする支払利子が、百九十六億二千九百圓、郵便貯金業務運営のために必要とする経費の財源に充てるために、郵政事業特別会計に繰り入れを要する経費が百五十三億八千万圓となつております。

次に、簡易生命保険および郵便年金特別会計予算の概要について申し上げます。まず歳入予算は九百六十二億五千九百圓となつておりまして、その内訳は、保険料及び掛金収入が八百四十一億一千九百圓、簡保年金の資金を資金運用部に預託することによつて生ずる利子収入等が百二十億八千万圓、雑収入が五千万圓となつております。

これに對し歳出予算は三百七十億八千万圓となつておりまして、その内訳は、保険及び年金加入者に支払いを必要とする保険金、還付金等の経費が百四十六億五千万圓、保険年金業務運営経費の財源に充てるため、郵政事業特別会計に繰り入れを必要とする経費が二百十九億一千九百圓、予備費が五億一千九百圓となつております。なお、この会計における歳入超過額五百九十一億七千万圓は、法律の定めるところによりまして、三十一年度の積立金として処理することとなつてゐる次第であります。

なお、参考までに郵便貯金および簡保年金の資金と、財政投融资資金との関係について申し上げますと、三十年

度の政府財政投融资原資見込額二千八百九十二億圓のうちには、郵便貯金の資金が一千百億圓、簡保年金資金が五百三十三億圓、合計一千六百三十三億圓が含まれておりまして、この金額は全投融资原資の五六〇を占めてゐる実情でございます。

次に、郵政省一般会計の予算について申し上げますと、その総額は十四億四千四百九十九萬圓でありまして、その内訳は、海外放送交付金が六千三百萬圓、業務費が四億九千二百萬圓、人件費、官庁費、維持費及びその他の経費が八億八千六百萬圓となつております。

これらのうち海外放送交付金は、放送法第三十三條の規定に基いて、郵政大臣が日本放送協會に國際放送を実施させるため同協會に交付するものでありまして、現在行なつております十二方向、十二時間の國際放送を、本年度から十三方向、十三時間とするために必要な経費であります。

次に、日本電信電話公社の予算について申し上げますと、同公社の予算は、その總計におきまして収入支出とも二百二十四億一千九百圓でありまして、このうち、勘定の振りかへによつて重複する金額八百六十四億四千九百圓を控除いたしますと、収入支出予算の純計額は、いずれも一千三百七十六億七千万圓でありまして、これを二十九年度と比較しますと四十九億四千九百圓の増加となつております。

次に、主要勘定たる損益、建設勘定の収入支出の内訳について申し上げますと、損益勘定におきましては、収入は、電信収入及び電話収入が一千三百三十一億八千万圓、受託工事収入が十八億八千万圓、雑収入が二十五億

余萬圓、計一千百七十五億七千万圓となつており、支出は、電信電話運用費が四百七十七億九千万圓、電信電話保守費が二百五十億一千九百万圓、管理共通費、試験研究費、職員訓練費等が百四億八千万圓、増設電話の受託工事費が八億四千九百万圓、利子及び債券取扱費が六十億二千九百万圓、減価償却費が二百四十億九千万圓、予備費が十五億圓、計一千九百六十六億七千万圓となり、収支差額七十九億圓は建設改良及び債務償還に充てるため、資本勘定へ繰り入れることになつております。

次に、建設勘定においては、建設改良のための財源として、電信電話債券の公募による分が七十五億圓、加入者及び地元引き受けによるものが六十六億八千万圓、電話設備負担金等が五十七億六千万圓、損益勘定からの繰入金、減価償却引当金二百四十億九千万圓を含めて三百三十三億九千万圓、合計五百十三億四千九百万圓が予定されております。同じく支出としては、給与及び事務費が六十億九千万圓、建設改良工事費が四百五十三億四千九百万圓、合計五百三十三億四千九百万圓となつております。

なお、建設改良工事につきましては、ただいま申し上げました五百十三億四千九百万圓をもちまして、加入者開通は十八萬五千、市外電話回線では、神戸一横浜間及び東京一仙台南間を即時に接続する長距離回線を含めまして、公衆線が四十萬三千九百キロ、電話局の建設では年度内にサービスを開始するもの二十三局、継続工事にし、次年度以降にサービスを開始するもの七局、新規着工のもの十二局等を主要な内容とする計画を持ち、この中には

町村合併に伴う区域合併五十二局、市外電話回線の増設三千八百キロの工程が含まれております。

次に、建設財源の調達について一言申し上げます。政府の財政投融資計画に關連いたしまして、外部資金といたしましては、公募による電信電話債券の発行によって七十五億円を調達し、残りは全部加入者等の引受債券による資金、減価償却引当金、損益勘定よりの繰入金等、いわゆる内部資金にたよることになったのであります。

なお、建設勘定の支出面におきましても工事能率の向上、新技術の導入等による設計面の合理化、各種物品の計画発注などにより、極力経費の効率を高め、拡充五カ年計画に對しましては、若干基礎設備の繰り延べを余儀なくされましたが、サービスの面におきまして、大きな支障を及ぼさないように配慮されている次第であります。

以上、公社の予算について申し述べましたが、今後一段と事業経営の合理化に努めるとともに、極力建設資金の調達に努力し、健全な財政的基礎の上に電信電話事業をますます拡充発展せしめ、熾烈な現在の需要にこたえていきたいと存じます。

これをもちまして私の報告を終わりたいと思ひますが、なお詳細の点につきましては、御質問によりお答え申し上げます。

○松前委員長 ただいまの郵政大臣の説明に對して、御質問がありますればこれを許します。

○成田委員 郵政大臣にお尋ねいたします。ただいまの大臣の御説明中にあるのですが、三十年度の政府の財政投融資原資見込額が二千八百九十二億円で、そのうち約五六%が資金運用部資金ということになっております。そうして郵便貯金の資金が一千百億、簡保年金が五百三億、こうなっております。以上を占めている資金運用部資金の原資の確保いかんによつては、今度の政府の財政投融資というものは、計画通りいかんと思はれるのです。計画通り郵便貯金の資金を一千百億と見込んでおられるのですが、聞くところによりますと、大蔵省は千五百億と見込んでおる。簡保年金と郵便貯金を合計した千六百三十三億というのが大蔵省の原案であつたように聞いておりますが、なぜ郵政当局が五十億余分に見込まれたか、それをまず伺ひたい。

○松田國務大臣 最近の郵便貯金の動向を見ますと、必ずしも郵便貯金の増額五十億円を見込むというところは、妥當でないかもしれないと思ひます。しかし郵便貯金の点につきましては、改正法律案によつてこの貯金額を、それくらゐの増額を見込んで、その奨励に努力いたしますならば、必ずしも不可能なことではない、こういう見込みを持つておる次第でありまして、本年度後半期においては、相当の成績を上げ得るのではないかと、こういうふうな考え方を持つておる次第であります。

○小野政府委員 お答え申し上げます。昨年度末三月三十一日の成績を申し上げますと、約四十八億円の赤字を出してありますが、年間を通じて郵便貯金の増加の傾向にはいろいろ波がございまして、大体毎年同じような傾向をたどつております。その過去の経験から見ますと、三月はあまり期待のできない月でございまして、終戦後赤字を出した年もかなりございまして、ただ従来の赤字は、大体五億見当以内くらいにとどまつておりましたので、先月の赤字は少し異例ではあるまいか、かように思はれますので、特に最近の郵便貯金の状況から、将来を非常に警戒しなればならぬ。心配しなればならぬ要素がありますことは、事実その通りでございまして、試みにその前年の三月の成績を見ますと、約八億の赤字になつております。この八億の赤字は、むしろ異例に成績がよかつたわけでございますが、大体はほとんどか多少の赤字が出るのが従来の例でございまして、越えて本年度に入りまして、四月の実績は、月の初めから依然赤字を見ておりましたが、こゝで一週間ばかり前からどうやら正常に復しました、黒字に転じております。毎日二億ないし三億の黒字を見ております。

で、当初非常に心配しておりました四月の赤字も漸次解消いたしまして、現在のところでは大体十五億くらいの赤字になつております。前年の四月はどうかと申しますと、十億余りの赤字になつております。これを照らし合せて、前年の四月と今年の四月のそれを見ますと、そこに二十五億ばかりの開きがございまして、どうやらこゝ一週間は前年より二億、三億の純増を見つておりますので、これをもつて直ちに将来の郵便貯金の成績を、極度に悲観する必要もあるまいかと思ひるのであります。四月という月も、年間の波から申しますと一番低い月でございまして、あまり期待の持てない月でございまして、五月、六月と漸次上昇のカーブをとつて参ります。夏に入つて少し落ちてしまつて、さらに秋から年末にかけてぐつと伸び、特に一月か最高の山になつておられますことは、これは例年変らない傾向でございまして、郵便貯金の本年度目標千百億が、果してできるかどうかという点につきましては、当面の三月、四月のみの成績をもちましては、直ちにこれが絶対に不可能だとは断定しがたいのでありまして、今後、四月末から五月、六月の趨勢を見まさんとわかりません。ただ千百億を今年度内に達成いたしますためには、非常に努力を要することは事実でございまして、しかし絶対に到達不可能ということも私も考えられないと思ひるのであります。ただ非常に努力をしなければならぬことは十分わかるのでございまして、現在のところ、千百億はとうてい到達できない目標である、こゝは考えたらぬ次第でございまして、

○成田委員 今の御説明を承りますと、三月、四月は非常に成績が悪いというお話なんです。ところが去年は、三月は八億二千百万円の黒字になつております。今年は逆に四十八億の赤字なんです。そうすると、差引五十六億差が出たことになりまして、四月に入りまして、四月一日から二十一日までだろうと思ひますが、去年は八億一千百万円の黒字なんです。今年は三十億九千万円の赤字になつておる。そうしますと、これも約四十億の差が出ています。三月、四月を加えますと、プラス・マイナス九十五億の差が出ています。ところが、これを今後取り返す自信があまりかどうか。特に千百億の原資を見込まれた毎月の数字を一つ出していただいて、今後の見込みと對照していただきたいと思ひますが、どういふ根拠で千百億を見込みになつたか。大蔵省は最初五十億減らして立てたと思ひますが、郵政省の方でなぜ五十億おふやしたのか。最近の三月、四月の実績からいつて、果して根拠があるのか。各月別の見込みを出していただきたい。

○小野政府委員 私どもの方では、各月別のそれは、実行過程になりますと一応目標として持ちますが、ある年度の目標がどれだけと定めます場合には、四月から三月までの各月別の金額は別段算出の根拠として持つておりません。ただ前年の実績から見ますと、前年度千四百億の実績を上げております。それに対して、国民所得がかなり踏んで大体二%の増、こういうこととに相なつております。もちろん貯蓄の増加は、国民所得の増加の割合その

か、わが国は総体の目標をどのくらいにしようという計算の根拠としては非常に役立つわけでございます。そういつた面で千百億の基礎を算定してあるわけでございまして。昨年のそれを見ましても四月が十二億の増、五月がざっと四十億ばかりの増になっております。六月、七月には非常にふえまして百三十億、百五十億、こういうようにふえて参っております。それに大体一定のパーセンテージをかけて出しても同じように出るわけでございますが、全体といたしまして、それは国民所得の大体の基礎的な構造は国民所得の増加のそれにやや応じておるような状況になりますので、総体として昨年の六兆一千億の国民所得が六兆三千億何がしになり、かたく見て二％程度——これは非常にかたないものだと思いますが、それをかけましても先ほど申しましたように千五十億近く出るわけであります。いわんや現在十万円しか預入できない限度を二十万円に拡大いたしますことで、頭打ちの天井に参っておりますものが、預金増加の現在高の一割を占めるといふ面からも、その天井が抜けるわけであります。さらにまた今日の預貯金だけでなく、貯蓄全体に対するいろいろな上昇率を、よく経済の復興工合にとられます昭和九年、十一年の基準に比べてみましても、非常に比率が低いわけでございます。それではそのように国民所得が伸びておらないかと申しますと、国民所得の面で申しますと、その基準年度に対して約四百倍くらいになっております。物価は普通三百倍の上昇といわれておりますが、基準年度当時毎年百四十億見当の国民所得があったわけであります。

が、それが六兆何がしというように大
幅にふえておりますので、国民所得の
面から見れば明らかに四百倍、物価の
上昇を上回る回復を見ております。そ
れが預貯金の姿に変わりますと、せいぜ
いその三割四分から三割五分しか回復
しておりません。これは郵便貯金につ
いてもそうでありますが、その他の銀
行預金等についても回復率は非常に低
いわけでありまして、いわんや今日そう
いった国民の貯蓄の奨励、ひつきよう
資本の蓄積が非常に重大であるという
政策に重点を置きますならば、あまり
に預貯金の回復率が低いわけでありま
す。まして預貯金をなし得る国民所得
の源泉は、物価の上昇を上回るほど回
復しておりますので、そこに国民所得
の前年対比の増加割合を越えた期待を
いたしますことも、これまた決して無
理からぬところでありまして、しかも
千百億——かたく踏めば千五百億、千
百億はとうてい不可能だ、これはいか
に三月、四月の不調をもちまして断
定したしかねるわけでございます。そ
こにいろいろな方策をわれわれとして
は考え、努力をいたさなければならな
いわけでありまして、そういう見地か
ら千百億必ずしも現在をもちまして達
成が至難である、とうていできない相
談だ、かようには考えておりません。

○成田委員 三月、四月は異例の現象
であると云われるのですが、その原因
はどこにあるか。国民所得、国民所得と
言われますが、この三月、四月だってや
はり局長の言われるように、国民所得の
二〇程度というものが影響している
と思うのです。にもかかわらず去年と比較
しまして百億も差が出た。その異例の現
象の原因はどこにあるか。将来はそう

いうことは全然考えられないか。それ
を一つ御説明願いたいと思います。

○小野政府委員 これは先ほど各月別
の目標をどのように考えているか、こ
う言われますのと関連したお答えにも
なるわけでありまして、私も一応そ
ういった素材は持つておりますが、事
態はその通りには流れません。従っ
て千百億の目標がきまると、これ
を本年度のように達成していくか、
こういふ計画段階になるわけであり
ますが、その実行の段階から申しま
す、いろいろ預貯金の内容を見て参り
ますと、政府資金の散布状況がどの
ようになり、一般の収入状況がどの
ようになるか、年間を通じてはその年
の所得はこのくらいだろうという推定
はつくわけでありまして、それがどの
月に集中するかというところは、各年と
も変わるわけでございます。そういう
状況からいたしまして三月の状況を見
ますと、これは通常であれば、やはり
例年の傾向を異例に破る要素は別段に
考えられないわけでございます。決し
て国民所得が枯れたわけでもないと思
うのでありますが、ただ前年、前々年
との比較を申しますと、そこに何か原
因がありそうに思われます。しかし三
月、四月の郵便貯金の不振の真因がど
こにあるかというところを的確につか
むことは、非常に困難な問題でござい
ますが、概括的に申し上げますと、郵
便貯金のみならず、農村方面におきま
しては農協等も、三月は成績が非常に
不振であるということでありまして、そ
の他郵便貯金と類似しております相互
預金の状況を見ましても、前年のそれ
に比較をいたしまして成績が非常に
上っております。その原因がどこに

あるか、いろいろ探求いたしてみます
と、その前年の場合におきましては九
州その他に非常な災害がございまし
て、これも年の暮れから正月に入りま
してかなりの救済資金が出たわけでご
ざいます。そういうものがやはり前
年の成績の中には加味されているので
はなからうかというところ考えられま
す。そういう点から見ると、これは仕
合せなことではあります。これは大き
な災害もありませんので、そういうた
政府資金の散布もなかつたわけであり
ます。と同時に供出の面から見ま
す、一昨年のそれと比べまして、昨年
は非常に供出が順調に早目に進んだよ
うでございます。もう三月あたり
にはそういう供出代金の受取分も非
常に少かつたというようないことがあ
るかと思っております。いずれに
いたしまして郵便貯金の面に現われ
た三月、四月のこの最近までの成績
は、例年のそれから見ると異例ではあり
ますが、果してこれが将来そういうよ
うな貯蓄源の枯渇といったような意味
における心配をしなければならぬ大
きな要素になるかどうか、これは非常に
疑問でございます。むしろ郵便貯金の
面から申しまして、ここ一週間ばかり
は正調に復しまして、毎日二億ない
し三億の黒字を見ておられるような状況で
ございますので、直ちにこれをもって
私どもは将来を悲観的には見ておりま
せん。ただ御質問の三、四月の不調の
真因は何か、こう問い詰められまして
も、実際はこうだ、こう割り切つては
なかなかつかめない状況でございま
す。非常に断片的ではございまして、
が、農林方面の郵便貯金と同じよう
に、農協も悪い、相互銀行も悪い、

その点をほんの部分的ではございま
しょうが、考えてみましても、供出の
促進の状況あるいは災害資金の融資の
状況、そういうたような状況に非常な
違いはあつたようでございます。

○成田委員 今の御説明を承ります
と、結果としては非常に異例なんだけ
れども、その原因はどこにあるかとい
うことははっきりわからないというこ
となんです。が、そうしますと、現われ
た形は異例なんだけれども、これがほ
んとうの姿ではないかと想像できるの
です。将来こういふ傾向が——新しい
傾向ではないけれども、ずっと一年間
続くということも当然想像しなければ
ならないと思ひます。特に政府の散布
超過のお話にも触れられました。去
年は御承知のように一千八百億円の散
布超過が、これは九百億くらいに
なつて、政府の散布超過が非常に減つ
ておる。これが郵便貯金に及ぼす影響
はあると思ひます。そういう点から考
えますと、三、四月の実績というもの
をあまり突発的な異例な現象だとお考
えになつて、将来回復できるとお考え
になるのは、少し樂觀に過ぎるのでは
ないかと思ひますが、いかがでしょ
うか。

○小野政府委員 その辺のところは將
来の問題にかかりますので、私どもと
いたしましては極力努力いたしまして
て、目標達成をはかつて参るよりはか
ないと思ひます。

○成田委員 努力せられることはけ
つこうなんです。が、これがこでくす
たら、政府の財政投融資計画が全部く
ずれてしまふ。そういう点を私は申し
上げておる。努力は大いにしたいだ
かなければならぬと思ひますが、どう
も努力しても希望的な見通しになつ
て、現実には預貯金というものは上ら
ないのではないか、こういうことを心
配しております。この程度でこの問題
は打ち切ります。

それから先ほど大臣から御説明にな
りました二法律案の問題についてお尋
ねしたいのですが、簡易生命保険の金
額をお引き上げになる予定はないかど
うか、これを承ります。

○松田国務大臣 簡易生命保険の金額
の引き上げをお尋ねでございますが、
そういうことも考えられないではない
ですけれども、ただいまのところでは
まだこれを引き上げていくという考え
は持つておりません。

○成田委員 現在は幾らでございま
したか。

○松田国務大臣 現在十五万円ござ
います。

○成田委員 それを二十万円程度に引
き上げなければいかぬという要望は大
分あるわけですね。今の郵便貯金の問
題についても、政府資金を確保するた
めに二十万円に引き上げれば何とかな
るのじゃないか、そういう計画もあ
るのようです。が、この際資金運用部資
金の原資を確保する意味においても、
また国民の預貯金を吸収する意味にお
いても、簡易生命保険の金額を十五万
円から二十万円程度にお引き上げに
なつてしまふべきだと思ひますが、
そういうお考えはございせんか。な
ぜ二十万円まで引き上げる御計画を今
持つてないか。持つていらつしやるな
らばけつこうなんですが……。

○松田国務大臣 そういう意見は一
部にございすけれども、またたたい

またそこではさような決定をもつて引き上げるといふ考えはいたしておらないのであります。

○成田委員 そいう意見が一部にあると言いますが、大臣の御意見はどうなんでしょうか。二十万から二十五万円、三十万円に引き上げるのは妥当なのか、それとも現在の十五万円にしておくのがいいとお考えか、大臣のお考えを一つ承わりたい。

○松田国務大臣 私としてはやってもよいのじゃないか、引き上げてよいのじゃないかという気持を持っておりません。しかしまだ私は検討が足りませんし、種々の問題に關する検討を自分はいたしておりません。従いましてなおこれが検討をいたしました結果、また政府の方としても考えることになるだろうと思ひます。

○成田委員 大臣としては引き上げる方がよいだろう、ただ検討が足りないといふことですが、郵便貯金は二十万円にするといふことで法案を出される。こゝういふことを承わっておりますが、なぜ簡易生命保険の方はまだ十分検討されないで、将来の問題として残しておられるのか。当然郵便貯金の引き上げをお考えになる場合には、簡易生命保険についても前からの問題であるから、大臣もやつてよいといふなら、早急に御検討になつて法案を出されるのが至当ではないかと思ひますが、いかがですか。何か出せない特別な理由でもあれば、それを承わりたい。

○松田国務大臣 政府委員から説明をいたさせます。

○白根政府委員 簡易保険の最高制限額を引き上げたらどうかというお話で

ございまして、この最高制限額を八万円から十五万円に上げた際においても、二十万円程度に上げたかどうかというお話があつたのであります。しかもその際におきましても、近く最高制限額を上げるようにという御決議もあつたわけでありまして、それで事務当局といたしましては研究はいたしておる次第であります。ただあの當時における状況と現在の状況とが、そう變つてないのでございまして、變つております点は、あの當時におきましては民間保険の方では、簡易保険の最高制限額を引き上げると、民間に非常な影響を來たす、民間は伸びないといふお話があつたわけでございます。その後の経過を見ますと、その点は民間も伸びて参つてきております。ただ物価指数その他の面から申しましても横ばい状態でございますのに、しかも民間も伸びて参つておりますが、無審査の平均保険金額は上つておらない。そゝういふやうな状況でございます。かてて加へましてあの引き上げをしてから、まだ一年やつとたつたところでありまして、また他面民間保険といひましては相當影響ありといひまして、御心配なさつておる保険料の引き下げも今回御提案いたしまして、御審査を願ひ段階になつております。従いましてその當時御審査をいただいた私の方の關係資料と、現在の状況からする關係資料とを再調整をしてみますと、その當時より以上に最高制限額をさらに二十万円なら二十万円に上げるといふ十分な資料が、まだ出てないやうな状況でございます。客觀情勢はあの當時における状況と現在における状況

とは資料の面からいたしますと、二十万円に引き上げるにプラス・アルファになるやうな資料が今のところは出て参らないわけでありまして、ただ一面出るのは、その當時において八万円から十五万円に引き上げると民間に非常に影響を及ぼす、民間の保険の将来に悪い影響をもたらすといふ面につきましては、やはり八万円から十五万円に引き上げても、悪い影響というよりも、刺激になつて相當上つておる面はございまして、ただ数字的な資料から申しますと、民間の平均保険金額がその當時よりそう大して上つておるわけでもございませぬし、また一面物価指数の面からいたしましても、その當時よりそう大して變動はないやうな状況でございますし、またかたがた引き上げましてまた一年たつたばかりのことでもございまして、いろいろ事務当局といたしましてはどうしやうかといふやうなところで、足踏み状態になつておるやうな次第でございます。

○成田委員 この前の経過をお話になつたのですが、問題点は、民間の保険会社に対する影響といふものを一番重視しておられたらしいのですが、それもただいまの御答弁によりまして、民間に対する悪影響といふものはなかつたといふことになりまして、それしますと二十万円に引き上げるといふことは、二十万円でなければいかぬといふことでもなく、最高二十万円でしょう。現在の十五万円を二十万円にするといふことが、民間にこの前の経過からいって悪影響を及ぼしてないといふことになれば、ほかに資料々々と言われますが、何か十五万円を二十万円にすることに於いて特別な不合理をも

たらすやうな問題があるのかどうか。問題点はやはり民間の生命保険会社との關係もあるだろうと思ひますが、それも問題なかつたといふことになれば、最高二十万円にするといふことは、たとい三十万円にしたつて民間にさへ影響がなければ、あえてやつてはいけないうやうな理由はないじやないかといふ気がするのですが、そのほか何か理由がありましたらお伺ひしたいと思ひます。

○白根政府委員 この次の機会に關係資料をお届けいたしますが、ただいまの段階で、民間との關係で八万円から十五万円に引き上げた当初より、二十万円に上げるに於いてのマイナスになるやうな面は、その當時における十五万円から二十万円の無審査の競合する部分、これがその當時の比率よりも現在少し比率が高くなつて参つておるわけでございます。一面民間の最高保険金額が、その當時よりそう大して上つてもないわけですが、そゝういふやうな状況で、競合する部分がその當時より多少上目になつてゐること、一面物価指数の面がそう大して變つてゐるわけでもないで、そゝういふやうな面からいたしまして、かたがた料金を、最高制限額を引き上げていただいてからまだ一年もたない状況でございます。し、他面保険料の引き下げといふこともサービス改善であるから、民間も反對すべきものではないと思ひますが、ともかくも民間には相當な影響をもたらすことは事実でございます。そこへそゝういふ客觀情勢がさらに引き上げなければならぬといふ強い線も資料的には出ないところに、保険料も御審査の結果下げていただいて、さらに

最高制限まで行くのは、民間に対して少し行き過ぎではないかという心配も多少あるわけでございます。

○成田委員 今保険料の引き下げ云々と言われましたが、これは今度の法案に出るのですか。

○白根政府委員 そうです。

○成田委員 それでその引き下げの理由として、國民の死亡率が著しく低下したといふことと、それから最近における金利の動向にかんがみて云々といふのと、この二つが理由らしいのです。が、予定利率を従来の年三分五厘から年四分に引き上げる、これはどういふ意味ですか。ちよつと御説明願ひたい。

○白根政府委員 簡易保険の計算基礎は、三点が基礎になつております。一点は死亡率がどうであるか、死差益がどの程度出るかといふことが一点でございます。いま一点は、御承知のように保険料をちよつとだいたひいたしましたから満期なり死亡のときに保険金なり——解約のときは還付金でございますが、お金をお払いすることになつております。先にお金をちよつとだいたひしておるのですから、やはりある程度の利率を考へなければならぬ。その利率がただいまのところ三分五厘になつております。ところが最近の金利状況は、戦前でも私の方の運用利回りは四分以下といふことは全然なかつたわけでございます。経済の底の深い時代におきまして、四分以下のことはなかつたのでございまして、現表面といたしまして、運用利回りはただいまのところ五分三厘ないし五分四厘程度に上つておるわけでございます。しかも御承知のやうに資金の大部分は、昭和二十一年

以前の戦前契約は小さいのでございます。それで高額の保険料をとって、毎年三百億ないし四百億ずつふえていくのです。ふえておる余裕金は、一時、一年間は大阪省に預けておるのです。これは金利が安いのでございますが、だんだん安定して長期になっていきますと金利は上っていくことになります。三分五厘程度の予定利率では、實際予定利回りが大きいにかかわらず、低くしておることは、保険料を高くちようだいするようになることになって、かたがた民間の現在の保険料といたしましても四分で計算しております。そういうような関係からいたしまして、予定利率を五厘程度上げまして、保険料の引き下げの財源の基礎にいたしたい。一面いま一つは、保険事務をやるに当りましての事務費がかかる。その事務費に必要な分を附加保険料としてちようだいしております。これをある程度多少上げることになります。これは法律の制限内で現在やっておりまして、多少の変更はいたしまして、法律の規定の制限内でございますから、その分は改正はお願いしないで、前の二点をお願いしておったということでございます。

○成田委員　今の簡易生命保険法十八条の問題なんでしょね。そこで予定利率を三分五厘から四分に引き上げるといふことですが、そういたしますと保険料はどのくらい下りますか。これはいろいろのケースがあると思いますが、最もポピュラーなケースでどれくらい下るか、一つ御説明願いたい。

○白根政府委員　実は予定利率をこれだけ上げて、どれだけの利差益がなおお残るかという数字は出ておりますが、その数字の部分が保険料に対し何%の

影響を受けるかというところまではじいたのを、ただいまのところ持っておきませんから、次の機会にお届けしたいと思いますが、保険料の算定基礎の、予定利率を五厘上げるために、保険料はそれだけであっても、死亡率を下げたための死差益というものも出るわけですから、それで死差益の部分と予定利率の分との利益を按分しまして、保険料の全体としては、大体最高一割程度の引き下げになります。

○成田委員 次に郵政大臣にお尋ねしたいのですが、これは問題が全然別なもので、放送関係です。聞くところによりますと、文化放送が、セント・パウロ口修道会と秘密協定を結んでおる。この秘密協定は電波法第五条に違反するのじゃないか、こういうことで電波局局長の方から、文化放送の方に通達をお出しになったというのを聞いておりますが、その間のいきさつをまず承わりたい。

○松田國務大臣　文化放送とセント・ポール教会との間に一つの協定があることを承知いたしております。しかしながらそれによつて文化放送が、その業務を左右されておるといふようなことはないのであります。秘密協定とおっしゃいますが、そういうものではないのであります。私の承知いたしておりますところは、当初寄付行為によつてセント・ポールから資金を出してもらつたことによつて、ともに仕

事をやっておるようなふうに承知いたしておられますが、その資金を出してやらせておることによって、文化放送の方でその仕事に何らの制約を受けたたり、指示を受けたりしておるようなこととはなないということを承知いたしてお

20464a

○成田委員 今の大臣の御答弁では、文化放送がセント・ポール修道会の何らの支配も受けていない、こういう結論に達したというお話でしたが、電波局長が通牒をお出しになっておりますね。それについてはそのおそれが非常にあるということ、非常に強い警告の意味での通牒をお出しになったと思っておりますが、その後の調査でそういうことはないということが、今の大臣の御答弁のように判明したのであります。その間のいきさつを少し電波局長

○長谷政府委員 私からお答え申し上げます。御指摘になりましたように、昨年の十二月に日本文化放送協会とセント・ポール修道会との間に、ある種の協定のあることが明らかにになりました。それは従来そういうものがあるということを言われておつたのでありますけれども、真偽のほどは郵政当局としてさだかでありませんでしたので、抽象的に当事者に御注意なりを申し上げたことは、いま下す所です。

たことと、おっしゃいますけれども、役所として正式に警告を発したりいたしたことはなかったのであります。ところが、昨年秋にセント・ポール修道会の方から、日本文化放送協会の内部のいろいろないきさつのことから訴訟を起されました。東京地方裁判所に訴訟を起されました、その際に証拠物件として、ただいま申し上げました協定書をお出しになったのであります。そこで初めて正式に事実として役所が承知いたしましたのであります。証拠物件として出されました協定書の内容をいろいろ審査いたしましたところが、その協定そのものにはいろいろ解釈がござい

ますけれども、その運用のいかんによります。従つて郵政大臣が民法の定めによりまして、所管の財団法人として認可を与えられましたときの寄付行為を逸脱するのではないかと、並びに外国性が強いのではないかと思われれる。それもいろいろ議論がございますが、セント・ポール修道会によつて、いろいろ電波法の精神その他に違反するやうな行為が行われるのではないか。これはどこまでも協定の運用いかんによるわけですが、その点が心配されましたので、その運用に当りましてはそういふことが起らないように注意されるのが適当だと思ふ、こゝういふ意味の御注意書を電波監理局長名で差

し上げてございます。しかしそれまでに現実には寄付行為違反の事実も、私どもも認めておらなかったのです。また電波法の精神に沿わなかったことも、現実にはなかったのです。その後もそういうことはございません。ただいま大臣からお話になりましたものも、そういう事実としてはなかったというところをお話になった、私はこう思います。

○成田委員 秘密協定と申しますか、両者間の協定ですね。その協定を文面通りに解釈すると、電波法違反の事実が生ずるおそれもあるということをお告げになったと思うのですね。今の御答弁では今までのところはなかったというのですが、将来のことは、これは警告を出されたのですから、そういうおそれがあるということとは当然予想されなければいけないのですが、その秘密協定と申しますか、両者間の協定、その協定は当局としてはお認め

になるのですか。特に電波局長から警告を出しになったのでありますから、相当これは電波法違反の事実を惹起するおそれがある、こう御認定になつてお出しになったと思うのですが、今までにないからということで、その協定は今後ともお認めになつていこう、こういう御方針なんですか。それとも、警告の趣旨に従つてこの協定だけは改正さす、破棄さす、こういう御趣旨があるのか。もしそういう事実が起きた場合は、もう取り返しがつかないわけなんです。そらいうおそれがあるとすれば、協定そのものに対して何らかの監督官庁として御指示があつてしかるべきだと思ひますが、いかがでしよう。

○長谷政府委員 この協定は、財団法人として法律上認められました日本文化放送協会の当事者が、責任を持ってほかの第三者と協定を結んだことでございまして、それが法の上での逸脱をしない範囲での協定を結んでおる場合は、一向監督官庁としてくちばしを入れる問題ではないと思う。ただ、ただいまのお話になりました点は、その運用によりましていろいろ問題が起ることが心配されましたので、十分に注意をするように警告を発した。従つてその警告に基きまして日本文化放送協会の当事者が、これは破棄すべきものだと思えば、それを破棄する処置を当事者にしていただくのを私どもは期待いたしておりますが、現在のところはそういうことをされておりません。そのままになっておると私ども承知いたしておりますが、現実には先ほど来申し上げましたように、その協定に基いて寄付行為違反なあるいは法

律違反の事態は現在まで起っていない、こういうふうには承知しております。

○成田委員 協定に基いて法律違反の

事実が起きていないと言われますが、御承知のように文化放送は人事問題で相当もめました。この協定により、理事とか監事の選任について、相当寄付行為者の圧力が加わり得るような協定になっておられると思います。あの人件問題の紛争なんかは、そういうところから由来しているのじゃないかと思いますが、そうじゃないのでござい

○長谷政府委員 私どもは、その協定に基いて行われているとは承知いたし

ておりません。寄付行為の定めるところに基きまして、理事の選任手続あるいは評議員の選任手続は寄付行為によつて行われておりますので、この協定によつて寄付行為に定められた以上のこと、あるいは違法のことを行なつてきていたとは承知しておらないのであります。

○成田委員 そこで、今長谷さんの言

われまじやうに、警告を発した、そして当事者としてはその警告の趣旨に従つて協定を破棄することを希望なさ

るとなれば、それ以上は要求されな

いというのでありますが、監督官庁

が、警告の文を読む必要はないと思

います。相対強い警告文だと思いま

す。こういうものをお出しになって、

電波法違反の事実を生じることがあ

ると言つておられるのかかわらず、文

化放送がそれを黙殺する、それはやむ

を得ぬのだ、こういうこととお見の

とも今後ともこの警告の趣旨に従つて、協定について何らかの処置を御要求になる意思であるかどうか、もう一度はつきり承わつておきたい。

○長谷政府委員 先ほど申し上げ

したように、電波監理局長名で日本文化放送協会の当事者に発した警告は、現在も生きておると私は思つております。結局、協定を取りやめた、破棄した、変更したという御通知がござい

○成田委員 協定を破棄または改正

した通知がないから、警告の事実が残つておる、これはその通りだと思つておる。そこで私お尋ねしておるのは、先ほど御答弁がありましたように、文化放送当事者としては、当局としてはこの警告の趣旨に従つて協定を破棄または改正することを希望されるというこ

○長谷政府委員 ただいまのお話の最

後のことにつきましては、大臣ともよく御相談申し上げまして、現状なり実情をよく申し上げて、さらに必要な処置をとる必要があるかどうかを考えて、

ただいまの御意見の点も十分考慮に入

れまして処置したいと思つて

な。お蛇足であります。日本文化放

送の経営等いろいろのことにつきまし

ては、当事者からお聞き及びと思いま

すが、昨年の暮れからことしの初めに

かけまして、経営者がだいたいかわら

ましたので、こういう方々が全般的に

慎重に目下考慮をされておるとい

ことを承知をいたしておられますので、

だいたいお話しになりました協定の問

題も含めて、十分検討されているもの

と私どもは期待をしておるわけであり

○齋藤委員 私は次回に質問をいたし

たいと思つておるが、それにつきまし

て、ただいま大臣の所管事項説明資料

の中で、先ほど本委員会でも御説明いた

だきました郵便貯金法の一部を改正す

る法律案、及び簡易生命保険及び郵便

年金の積立金の運用に関する法律の一

部を改正する法律案、これはまだ出て

おらぬのでありますが、これを直ちに

提出していただきたいと思つて

それからもう一つ次回に御説明を願

うたいたい。簡易生命保険法の一部を

改正する法律案中、この第三十一条の

第二項第四の「年齢十年に満たないで

死亡したとき」という点に關しまして

は、ここに御説明がございしますが、こ

の積立金の運用に関する法律の一部を

改正する法律案は、この積立金の運用

の範囲を広げる法律案であらうと思

つておられます。それに対する御質問を

申し上げたいと思つておられます。その

内容がよくわかるように御準備願いた

いと思つておられます。

○松前委員長 それでは私から、先

ほどの成田委員からの質問に關連して御質問いたします。警告が発せられたと

きに、電波法違反の疑いがあると認め

られた、そういうわけで警告が発せら

れた、それでまだその警告は生きてお

る、こういうお話であつた。警告が生

きておるといふことは、電波法違反の疑

いがいまだに残つておる、こういうふ

ものが裁判所には出ておるといふこと

でありまして、それを当局としてはご

らんになりましたか。

○長谷政府委員 お答え申し上げま

す。地方裁判所に提出になりましたので、その写しなるものを私の方も拝見いたしまして、内容を検討いたしました。先ほど申し上げましたような警告文を発したのでございます。警告文と申しましたら、注意書でございます。その際も協定そのものが、電波法に違反するといふふうには私どもは考

て、警告書と申しましたら、注意書が現在も生きておるといふことを申し上げましたのは、その協定書が破棄さ

れた、あるいは変更されたという通知

がございせんので、またその注意書

によりまして十分注意をしておつて

いただいております段階だ、こういう意味で

生きておるといふことを申し上げた次

第であります。

○松前委員長 そうすると、その秘密

協定なるものは、電波法違反ではないといふことをお認めになつていらつしやるのですか、いらつしやらないのですか。どちらかはつきり言つて下さ

○長谷政府委員 お答えを申し上げま

す。協定そのものは電波法違反ではな

いと存じます。

○松前委員長 この文化放送なるもの

の寄付行為は、私は見ておりません

が、ほかの一般の民間放送と比べまし

て、どういふ寄付行為の内容の相違が

あります。これは財団法人ですか

ら、一般の民間放送と事業目的が違つ

ておるだらうと思つておる。従つてそ

こにどういふ差異があるかといふこと

を伺いたいです。

○長谷政府委員 お答えを申し上げま

す。現在の民間放送関係では、株式会社になつておるのが大部分でございまして、日本文化放送だけが財団法人であります。その寄付行為の内容は、一般の財団法人の場合とはほとんど軌を一にしております。ただその事業が放送によりまして、ただいま寄付行為そのものを持つておりませんので、的確には別の機会に要細説明させていただきますが、放送によりまして、日

本の文化に寄与することを目的とする、こういう意味で放送をする、あるいは民間放送の放送を行うことそれ自体並びにこれの付帯事業というようなことも述べておられますが、一般の財団法人の形におきましていろいろな事業を行う場合の例にならつておるのであります、特別の変つた点はないと私も記憶いたしております。なお要細の点は、あらためまして資料に基いてお答え申し上げます。

○成田委員 関連して。今の御答弁で、一般の民放は株式会社である、文化放送だけが財団法人だ。従つて株式会社の場合も定款に該当するものが、今度の文化放送の寄付行為だと思ふ。その点については普通のことだろうと思ふのです。にもかかわらず寄付行為以外に、いわゆる秘密協定と目されるものが出てきたということ、ここに問題があると思ふのです。一般の民放で、大株主が定款以外に会社と秘密協定を結んでおるようなことはないと思ひますし、あつては大へんだと思ひます。ところが文化放送についてのみ、定款に該当する寄付行為以外に秘密協定が出てきたということに、問題の原因があるのです。そこでこの秘密協定の今の御解釈で、協定そのものは電波法違反ではないが、協定の運用いかんによつては、電波法違反の事実を生ずるおそれがあるから警告を出した。しかもその警告は、まだ文化放送の方から協定を廃棄するか、あるいは改正するとかいふ回答がないから生きておるのだ、こゝろ御答弁なんですから、当然これは変更もしくは廃棄を予想しての警告文だろふと思ふのです。大臣と相談されて云々というよりは、当然

廃棄または変更を期待しておられるし、またそれを受けなければならぬと思ふのですが、その点についてはいかがでございますか。

○長谷政府委員 お答え申し上げます。現在まで私もいまだしては、協定そのものは、民間放送としていろいろな放送をいたしますにつきましても、第三者と協定を結ぶ場合はたくさんあるわけでございますから、たまたまお話のありました場合は、寄付行為者であつたセント・ポール教会と日本文化放送協会との協定でございますので、寄付行為に定められた以上に出ておるのではないかと問題が起つて参りますけれども、協定そのものとしてはいろいろな協定があり得ることは考えられます。ただいま問題になりましてその協定の内容を見ますと、その解釈あるいは運用におきまして、寄付行為違反あるいは電波法違反が起るおそれがございますので、そういうことが起らないように注意願ひたい、こゝろを申し上げておるのであります。私どももいまだしては、協定そのものがただちに寄付行為違反あるいは電波法違反になつておるとは承知しておりません。従ひまして、その協定を変えずにおられる間は、私の方から申し上げた注意というものを生かし、それを十分注意していただくかなければ困る、その意味において注意というものは現在ずっと生きておる。それ従つてやつていただいております。従つてまた寄付行為違反、電波法違反というものが現実に起きていない。それは注意を十分考へておいていただいておりますからと思つております。しかし一方その協定なるものを廃棄してしまへ

ば、その注意というものが自然要らなくなるわけでありまして、そういう処置がとられるならば、根本的にその問題はなくなるわけでありまして、こゝろを申し上げておられますが、こゝろを申し上げておられると思ひますが、その点を協会の当事者としてどういふふうにお考えおられるか、いろいろ研究の中のように私も伺つておりますから、それらの点も一緒にして考へておられるものと思ひます。しかしその点も十分明らかでなく、いつまでも処置できないような場合には、大臣にもよく御説明申し上げ、御指示を得て適当な処置をさらに考へようと思つておりますが、ただいまのところは今申し上げたような次第であります。

○成田委員 長谷さん、非常に大臣答弁をされるのでわかりづらいのですが、先ほどの御答弁では、協定そのものが電波法違反じゃないのだけれども、運用いかんによつては電波法違反の事実を惹起するおそれがあるから警告を出した、しかもまだ協定の破棄だとか改正について回答がないからこの警告文は生きておる、こゝろ御答弁だつたのですが、警告を出した以上、当然文化放送は協定を廃棄するか、または訂正して電波法違反の事実を生ずるおそれのないような状態にするか、どちらか待つていらつしやるわけですね。それが来ない場合には大臣と相談なさるのですか。それとも来る来ないにかかわらず、警告はたしか十二月に出しておるのだ。しかも時日は三月月も四月月もたつておるのですから、当然回答があつてしかるべきだが、いまだに回答が来ないということになれば、さらにもう一度電波当局と

しては何らかの処置をおとりになるのが当然じゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○長谷政府委員 よく大臣の御指示をいただいて、適当な処置をとりたいと考えております。

○成田委員 大臣、どうされますか。

○松田国務大臣 御心配のようなことがなかつても継続されるようなおそれがあるといひますれば、所管大臣としてそういう憂いを除くために、適当な処置をとらなければならぬと思つております。

○成田委員 念のために申し上げますが、そのおそれは、警告に對して何ら回答もないわけですから、現在継続しておるわけですね。警告を出したのからお出しになつた。それに対してまだ何らの意思表示が文化放送からないといふわけですから、早急に御処置願ひたいと思ひます。

○松田国務大臣 問題ははっきり電波法に違反するとか、あるいはなお今後もごたごたが続くとかいふような場合には、むろん適当な処置をとらなければならぬと思ひますが、できることならば事業体それ自体の自主的手段によつて是正すべきものを是正して、それとして事業を伸展せしめていくということをもむろ待つてゐる次第であります。

○成田委員 私のお願いしたのはそれじゃないのです。今も長谷さんが言われましたように、協定そのものが電波法違反じゃないといふのです。電波法違反の事実があれば処置をするといふのは、私は問題の解決にならないと思ひます。協定そのものに電波法違反の事実を生ずるおそれがあるから、ああいう警告を出した、その警告に對してまだ何らの反応がない、こゝろの状態なんです。お出しになつた場合の状況がそのまま残つてゐる。それを三月月も四月月も放置しておくことはできないので、何らかの処置をとる必要がある、こゝろ思ふのですが、いかがですか。

○松田国務大臣 なお今後いつまでも手をこまねいて待つてゐるという考えではありません。それだけを申し上げておきます。

○松前委員長 長谷局長にお願いいたします。私はまだ電波法との寄付行為その他の関係を勉強しておりますが、この問題は非常に重要な問題だと思ひます。従つて勉強してからお尋ねしたいと思ふのですけれども、ただ資料を少しばかりいたしたいと思ふのです。日本文化放送の寄付行為、それから財団法人として放送を許可されたといふのでありますから、他の株式会社との対比。いわゆる民間放送としての商業放送を許可しておられる。いすれも商業放送であるが、財団法人としては税金の關係等においても保護を受けております。税金の率は安いはずで、それ以上は、寄付行為については何らかの特殊な目的があるはずである。これらに對して今日までつてきたところの放送の内容、これを株式会社の放送会社と比較して、どういふ内容であるかといふことを比較対照した当局としての記録をいただきたいと思ひます。

すなわち寄付行為を一ついただきたい
ことと、それから一般の放送会社との
放送内容の相違、これをあなた方がど
うお認めになっておられるか、その資
料をちょうだいしたい、こういう
ことです。

○長谷政府委員 ただいま御要求の資
料はできるだけ早く御提出いたしま
す。寄付行為の方は時日の猶予なく御
提出できますが、第二点の放送の内容
の比較の問題は、ある程度の期間を通
じての比較でなければ参考にならぬと
思いますので、なるべく早く資料をそ
ろえまして提出いたしたいと思いま
す。

○松前委員長 それからもう一つ、秘
密協定と称するものはおわかりになっ
ているのですか。それはこちらに提出
できますか。

○長谷政府委員 お答え申し上げま
す。郵政省に正式に提出されたことは
ございませんが、国会の御要望でござ
いますれば、日本文化放送協会と連絡
いたしまして適当な処置をとりたいと
思います。

○松前委員長 ほかに御質疑はござい
ませんか。——御質疑がございませ
なければ、本日はこの程度にとどまし
て散会いたします。次会は公報をもつ
てお知らせ申し上げます。

午後零時四十分散会

昭和三十年五月九日印刷

昭和三十年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局